

令和7年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年6月5日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1番	村田 弘行	2番	小菅 康子
3番	山本 剛	4番	木下 伸一
5番	津村 俊二	6番	山崎 敦志
7番	橋 俊明	8番	石川 恵美
9番	服部 嘉雄	10番	奥山文市郎
11番	田中 陽介	12番	東郷 克己
13番	岩井智恵子	14番	鈴木 市朗
15番	山崎 有子	16番	稲垣 誠亮
17番	荒川 泰宏		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塚 誠治
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	松井 健作
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	辻 拓	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

- 第 1 議席の変更について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号から報告第 3 号まで
(令和 6 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 他
2 件)
報告
- 第 5 議第 4 1 号から議第 4 9 号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて (令和 6 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 1 1 号)) 他 8 件)
提案理由説明

市長提出議案

- 報告第 1 号 令和 6 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 6 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 6 年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 議第 4 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 6 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 1 1 号))
- 議第 4 2 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 6 年度野洲市介
護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 議第 4 3 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の一部
を改正する条例)
- 議第 4 4 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市都市計画税条
例の一部を改正する条例)
- 議第 4 5 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例)
- 議第 4 6 号 令和 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 4 7 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 4 8 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることに
ついて
- 議第 4 9 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることに
つ

いて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(山本 剛) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第3回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者に対し、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は17人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認を願います。

(日程第1)

○議長(山本 剛) 日程第1、議席の変更を議題といたします。

所属会派の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、現在ご着席のとおり、議席を変更いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第4番、木下伸一議員、第5番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(山本 剛) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの23日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

(日程第4)

○議長(山本 剛) 日程第4、報告第1号から報告第3号まで「令和6年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」他2件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(櫻本直樹) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回野洲市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会では、報告事項として、令和6年度一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の繰越計算書3件を報告いたします。

報告第1号「令和6年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、ご報告申し上げます。

令和7年第2回定例会における一般会計補正予算(第10号)で、繰越明許費として議決いただきました総務費の野洲駅南口周辺整備事業詳細計画作成等支援業務委託他16件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので、報告します。

報告第2号「令和6年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について」、ご報告申し上げます。

本議案は、建設改良に要する経費のうち、比江水源地場内施設更新事業について、複数年工事であり完了により資産を取得するため、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づき、前払金に係る予算を繰り越し、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告するものであります。

報告第3号「令和6年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について」、ご報告申し上げます。

本議案は、建設改良に要する経費のうち治水対策検討業務について、当初予定していた雨水の排水ルートの変更に伴い、関係機関との調整に期間を要したため、翌年度に繰り越すものです。

また、野洲市雨水管理総合計画策定業務について、野洲市公共下水道雨水管理方針策定業務について、2月28日で完了したことから、雨水事業の進捗及び交付金の有効活用を図るため野洲市雨水管理総合計画策定業務に着手しましたが、年度内の執行が困難であり、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越すものであり、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告するものであります。

(日程第5)

○議長(山本 剛) 日程第5、議第41号から議第49号まで「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第11号))」他8件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(辻 昭典) 朗読いたします。

議第41号「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第11号))」他専決処分4件、議第46号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第2号)」、議第47号「野洲市税条例の一部を改正する条例」、議第48号「野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて」他人事案件1件。

以上でございます。

○議長(山本 剛) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長(櫻本直樹) 本定例会では、議案としまして、令和6年度補正予算の専決処分2件、条例改正の専決処分3件、令和7年度補正予算1件、条例改正1件、人事案件2件の合計9件を提案いたしますので、ご審議、ご採決をよろしく申し上げます。

まず、議第41号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和6年度野洲市一般会計補正予算(第11号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,297万8,000円を追加したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

主な補正の内容は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、特別交付税の額の確定による精算や、繰越金の増額などです。

また、歳出では、基金積立費について、財政調整基金に積立てを行う他、介護保険事業特別会計繰出金の追加を行ったものです。

議第42号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和6年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに768万7,000円を追加したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容としましては、歳入では、令和6年度の保険給付費の決算見込みに伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金交付金などの追加です。

歳出では、令和6年度の保険給付費の高額介護サービス費の決算見込みにより、768万7,000円の追加を行ったものであります。

議第43号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、原動機付自転車の車両区分の見直しに伴う規定の改正、道路交通法の改正に伴う運転免許証の提示に関する規定の改正など、所要の改正を行うものです。

本条例は、令和7年4月1日から施行します。

議第44号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、地方税法附則の一部廃止に伴う項ずれの改正を行うものです。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行します。

議第45号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を変更するとともに、低所得者に係る軽減措置のうち、5割軽減及び2割軽減となる基準を変更するものです。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行します。

議第46号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに3,151万9,000円を増額します。

歳出の主な内容は、総務費では市税の申告等に伴う還付金を追加します。

民生費では、昨年度に引き続き、地方創生臨時交付金の活用事業として民間保育所等に対する食料品価格高騰対策支援金を追加します。

土木費では、「桜の植樹・保全活動寄付金」を活用し、さくら緑地の保全活動を行うための備品購入費を追加します。

教育費では、中学校クラブ活動を地域クラブ活動に移行する取り組みを円滑に行うために必要なコーディネーターを設置します。

また、フリースクール等民間施設を利用されている保護者の経済的負担軽減を目的として、利用料の補助金を追加します。

これらに対する歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び諸収入、そして収支の財源調整として繰越金を追加計上いたします。

議第47号「野洲市税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものです。

主な内容につきましては、まず、公示送達の方法について、公示事項をインターネット及び市に設置した電子掲示板に表示し、閲覧できる状態に置く措置を取るよう、所要の改正を行うものです。

個人住民税については、所得税において大学年代の子等に係る特定扶養控除及び特定親族特別控除が創設されたことに伴い、個人住民税においても国税と同様の措置を取ることができるよう、所要の改正を行うものです。

市たばこ税については、加熱式たばこの本数換算の方法を重量と価格の要素で算出する方法から重量のみで算出する方式に見直す他、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻

きたばこ1本に換算するよう、激変緩和措置を設けた上で改正を行うものです。

なお、本条例は、公示送達に関する改正については地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から、特定扶養控除及び特定親族特別控除の創設に関する改正については令和8年1月1日から、市たばこ税に関する改正については令和8年4月1日から施行します。

議第48号「野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

地方税法第404条第1項の規定では、固定資産評価員は市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため設置するものとなっています。

この規定の趣旨は、固定資産の課税客体である土地家屋及び償却資産の量は膨大であり、その評価を適正に行うために専門知識を有した者を選任し、市長の行う評価決定を補助させるためであり、固定資産税の課税決定主管課である本市税務納税課長を固定資産評価員として選任しているところです。

令和7年4月1日付人事異動に伴い、前任の今井義晴に代わり、三上哲司を固定資産評価員として選任したく、同法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

議第49号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本議案は、当市の人権擁護委員9名のうち、1名が令和6年12月31日をもって辞任したことにより、新たに桂光弘さんを人権擁護委員候補者に推薦するものです。

桂さんは、大阪法務局に入局され、平成10年3月に退任されました。現在、司法書士として活躍され、令和6年11月からは野洲市人権施策審議会委員として就任いただいております。温厚篤実な人柄で、社会活動への意欲、豊富な経験や人権意識を生かしてご尽力いただけるものと確信して、適任であると考えます。

つきましては、法務大臣へ人権擁護委員として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

なお、任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間です。

○議長（山本 剛） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月6日から6月12日までの7日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、明6月6日から6月12日までの7日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月13日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午前9時18分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年6月5日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 木 下 伸 一

署 名 議 員 津 村 俊 二